

【重要事項説明書】

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

| | |
|-------------|---|
| 事業所名 | りんご訪問看護ステーション |
| 所在地 | 東京都杉並区今川2-24-1カリフル今川1-104 |
| 連絡先 | 電話番号 03(6454)7990 FAX番号 03(6454)7995 |
| 管理者名 | 看護師 猪瀬 和美 |
| サービス種類 | 訪問看護、介護予防訪問看護 |
| 介護保険指定事業所番号 | 1361590167 |
| サービス提供地域 | ○ 杉並区 井草、上井草、下井草、今川、清水、天沼、本天沼、桃井、善福寺、 荻窪、西荻窪、松庵、南荻窪、宮前、西荻南、西荻北 ○ 練馬区 南田中1・2丁目、下石神井1・2・3・4・5丁目 上石神井2丁目、関町南1丁目、上石神井南町 ○ 中野区 白鷺2・3丁目、鷺宮4・5・6丁目、 上鷺宮1・2・3・4・5丁目 ※サービス提供地域以外もご相談により訪問可能な場合もございます。 |

(2) 営業日（通常のサービス提供時間）

| | |
|-----|---|
| 平日 | 午前8:50 ~ 午後5:30 ※サービス提供時間は、訪問スケジュール状況によって前後することがございます。 |
| 定休日 | 土曜日、日曜日、祝日及び当事業所規定による年末年始等 |

※緊急時訪問看護加算（介護）、24時間対応体制加算（医療）をご契約の場合は、上記時間外も必要に応じた対応（電話対応や時間外訪問）をいたします。

(3) 職員体制

| 担当業務 | 資格 | 常勤 | 非常勤 | 計 | 職務内容 |
|-------------|-------------------------|--------|-----|--------|----------------------------------|
| 管理者 | 看護師 | 1名 | 名 | 1名 | 従業員及び業務の管理 |
| 看護職員 | 看護師 | 2.5人以上 | 名 | 2.5人以上 | 訪問看護業務にあたる |
| リハビリテーション職員 | 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 | 相当数 | 名 | 相当数 | 訪問看護計画に定められた、 リハビリテーション業務にあたる |
| 事務職員 | — | 相当数 | 名 | 相当数 | |

2 当事業所の事業目的及び運営方針

- (1) 在宅生活において訪問看護及びリハビリテーションを必要とされる方に対し積極的にサービスを提供し、在宅医療そして地域医療の一環として貢献することを目的とします。
- (2) 看護師・作業療法士・理学療法士等が利用者様宅を訪問し、医師の指示に基づいて、利用者様がより自立した日常生活あるいは質の高い日常生活を営むことができるように、在宅療養生活を支援いたします。
- (3) 利用者様の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、あるいは要介護状態になることの予防を目的に、訪問看護・リハビリテーションの目標を設定し、計画的に実施運営していきます。
- (4) 事業の運営にあたって、関係区市町村及びその保健所や関係する保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 サービス内容

- (1) 病状の観察（体温、脈拍、血圧等の測定）
- (2) 食事、排泄、その他療養生活についての相談・指導・助言
- (3) リハビリテーションの実施・相談・指導
- (4) 内服薬に関する指導・助言
- (5) 必要時、医師の指示による医療処置
- (6) 福祉制度の活用・手続きについての指導・助言
- (7) 医療機関や関連サービス機関との調整 など

4 サービスの提供を中止・変更する場合等

- (1) 他の利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患や感染症（インフルエンザ、ノロウイルスなど）が明らかになった場合は、感染蔓延防止等の観点からサービス提供が一時中止となる場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震・風水害等の異常気象や大規模災害により、ステーション業務の履行が遅延もしくは不能になった場合、サービスの提供が一時中止となる場合があります。
- (3) 職員の体調不良や怪我等により予定していた訪問を実施できない場合は、当初のスケジュールや担当者を変更して訪問する場合があります。ただし、調整の上でご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。
- (4) 職員に対するセクシャル・パワー・カスタマーハラスメント等と受け取れる事案が生じた場合、その重大性によっては即時サービス中止および契約終了となる場合があります。

5 利用料金

- (1) 利用料
原則として、利用料（別紙1-1、1-2）に記載されているとおりです。
詳細は別紙をご参照下さい。

(2) 交通費

サービス提供地域内の方 及び 杉並区内の方は無料です。それ以外の地域のご住所への訪問は、一度の訪問あたり3000円（税込3300円）の交通費をご負担頂きます。

(3) その他の費用

利用者様の居宅において、サービス実施に必要な水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者様の負担になります。（例：感染防止のためのうがい・手洗い、または調理訓練や入浴動作訓練など）

(4) 利用料金のお支払い方法

毎月（1日～末日まで）のご利用料を、翌月27日に口座振替となります。

口座振替確認後、領収書と次月分の請求書を担当者がお持ちいたします。

(5) キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料金を頂きます。

| | |
|---------------------------|-------------------|
| ①ご利用前日の17：00までにご連絡いただいた場合 | ：無料 |
| ②ご利用前日の17：00以降にご連絡の場合 | ：3,000円（税込3,300円） |

※ただし、利用者様の病状の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

6 緊急時の対応

- (1) 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに、主治医、救急隊、緊急時連絡先（家族等）、居宅介護支援事業者など関係各位へ連絡し必要な措置を講じます。
- (2) 前項において、然るべき対応をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告いたします。

7 24時間対応に係る連絡体制の取扱い

- (1) 持続可能な24時間対応体制確保の観点から、当事業所の24時間対応体制における連絡及び相談を担当する職員は看護師又は理学療法士又は作業療法士となります。
- (2) 前項において、その質を担保するために以下の対応策を講じています。
 - 1) 看護師以外の職員が緊急電話を所持するにあたり、連絡及び相談対応マニュアルを整備しています。
 - 2) 緊急の訪問看護の必要性の判断を看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制を整備しています。
 - 3) 事業所管理者は、連絡相談を担当する看護師以外の職員の勤務体制及び状況を明らかにしています。
 - 4) 看護師以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に看護師へ報告し、報告を受けた看護師は当該報告内容を看護記録に記載します。

8 サービス内容に関する苦情等相談窓口

- (1) 担当窓口：りんご訪問看護ステーション 管理者・猪瀬 和美／代表・佐郷谷義明
電話：03（6454）7990／FAX：03（6454）7995
受付時間：営業日内 午前8：50：～午後5：30

(2) 当事業所以外に、お住まいの区・市役所及び東京都国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・ 杉並区介護保険課 03 (3312) 2111
- ・ 中野区介護保険課 03 (5380) 0751
- ・ 練馬区介護保険課 03 (5984) 2863
- ・ 武蔵野市介護保険課 0422 (60) 1845
- ・ 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談 苦情相談窓口 03 (6238) 0177

9 個人情報保護

利用者様に関する個人情報保護について、徹底した取り組みを行っております。「個人情報保護に関するご案内」(別紙2)をご参照ください。

10 サービスの質の向上への取り組み

(1) 事業所内研修

定期的な所内研修を実施しております。また、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。

(2) 事業所外研修

各職能団体、所属学会等への研修会参加、学会参加を奨励しております。

11 虐待の防止措置に関する取り組み

当事業所では、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知しています。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しています。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

担当者：事業者(法人)代表 佐郷谷 義明

12 事業者の概要

- ・ 事業者 株式会社シナプス
- ・ 所在地 東京都杉並区今川二丁目24番1号
- ・ 電話 03 (6454) 7990
- ・ 代表者 代表取締役 佐郷谷義明(作業療法士)
- ・ 事業内容 介護保険法・医療保険法に基づく居宅サービス事業等

【介護保険利用料金一覧表（別紙1-1）】

自己負担割合によってご負担額が1～3割と異なります。（※下記の円表記は1割負担の場合です。）

| 訪問看護費(本体部分) | 保険単位数 [要介護/要支援] | 自己負担分 [要介護/要支援] | |
|--|--|----------------------------------|-------------------|
| 【看護師による訪問看護の場合】 | | | |
| (1) 訪問看護 I 1 (20分未満) | 314単位/303単位 | 358円/346円 | |
| (2) 訪問看護 I 2 (30分未満) | 471単位/451単位 | 537円/515円 | |
| (3) 訪問看護 I 3 (30分～1時間未満) | 823単位/794単位 | 939円/906円 | |
| (4) 訪問看護 I 4 (1時間～1時間30分未満) | 1,128単位/1,090単位 | 1,286円/1,243円 | |
| ※准看護師が訪問看護を行った場合は、上記の90/100となります。 | | | |
| 【理学療法士等による訪問看護の場合】 | | | |
| (5) 訪問看護 I 5 (20分) | 294単位/284単位 | 336円/324円 | |
| (6) 訪問看護 I 5 × 2 (40分) | 588単位/568単位 | 671円/648円 | |
| (7) 訪問看護 I 5 × 2超 (60分) | 795単位/426単位 | 907円/486円 | |
| ※1回あたり20分、1週間に6回が上限 | | | |
| ※1日に3回の場合(60分の場合)、要介護の方は1回につき90/100、要支援の方は1回につき50/100として計算。 | | | |
| ※訪問回数によって(減算) -8単位/回 要支援の場合、利用開始後12月超で(減算) -5単位/回または-15単位/回 | | | |
| 【指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合】 | | | |
| (8) 要介護1～4 の方 (一か月あたり) | 2,961単位 | 3,376円 | |
| (9) 要介護5 の方 (一か月あたり) | 3,761単位 | 4,288円 | |
| 加算部分(状況によっては下記の単位が加算されます) | | | |
| サービス提供体制強化加算 I 1・II 1 | 6単位/回・3単位/回 | ※介護給付費支給限度額外 | |
| 夜間・早朝加算 | 夜間(18～22時)・早朝(6～8時) は訪問看護費に25/100 | | |
| 深夜加算 | 深夜(22～6時)は訪問看護費に50/100 | | |
| 複数名訪問加算 I 看護師等/II 看護補助者 | (I) / (II) | | |
| (30分未満) | 254単位/201単位 | 290円/230円 | |
| (30分以上) | 402単位/317単位 | 459円/362円 | |
| 退院時共同指導加算 | 600単位 | 684円 | |
| 初回加算 I / II | 350単位/300単位 | 399円/342円 | |
| 看護・介護職員連携強化加算 | 250単位/月 | 285円 | |
| 緊急時訪問看護加算 I / II | 600単位/574単位/月 | 684円/655円 | |
| 特別管理加算 I / II | 500単位/250単位 | 570円/285円 | |
| ターミナルケア加算 | 2,500単位 | 2,850円 | |
| 口腔連携強化加算 | 50単位 | 57円 | |
| 看護体制強化加算 I / II | 550単位/200単位 | 627円/228円 | |
| 予防看護体制強化加算 | 100単位 | 114円 | |
| ※東京23区は1単位=11.40円になります。 | | | |
| その他の利用料(保険対象外) | | | |
| 永眠時のケア | 20,000円(税込22,000円) | | |
| キャンセル料 | 3,000円/1回(税込3,300円) ※訪問前日17:00迄のご連絡は無料 | | |
| 支給限度額を超えた場合 | 利用者様の10割負担 ※非課税 | | |
| 交通費(通常のサービス提供地域外の場合) | 訪問毎に300円(税込330円) | | |
| 保険適用外料金 (自費による訪問/30分毎) | 時間内 8:50～17:30 | 早朝(6:00～8:50) 夜間(17:30～22:00) | 深夜 22:00～翌6:00 |
| 平日(月～金) | 4,500円(税込4,950円) | 5,500円(税込6,050円) | 6,500円(税込7,150円) |
| 休日(土・日・祝) | 5,500円(税込6,050円) | 6,500円(税込7,150円) | 7,500円(税込8,250円) |
| ※保険外(自費)サービスの例として「救急者の搬送同行」、「保険外治療の対応」、「外出同行」、「訪問が90分を超過した場合」等があり、これらは課税対象となります。(ただし「訪問が90分を超過した場合」については非課税となります。) | | | |
| ※30分未満は30分、30分を越えた場合は60分、60分を越えた場合は90分、90分を越えた場合は120分換算となります。 | | | |
| ※時間区分は、訪問開始時刻を起点とします。 | | | |
| ※継続的に自費による訪問を実施する場合は、別紙、自費用契約書を取り交わします。 | | | |

【医療保険利用料金一覧表（別紙1-2）】

- ・ 保険の種類またその自己負担割合によってご負担額が1割～3割と異なります。
- ・ 公費医療券を併用する場合、そのご負担額が変動することがあります。

基本部分

| | |
|---------------------|---|
| 訪問看護基本療養費(Ⅰ) | 週3日まで 5,550円 4日目以降 6,550円（正看護師等） 週3日まで 5,050円 4日目以降 6,050円（准看護師） |
| 訪問看護基本療養費(Ⅱ) ※同一建物内 | 状況によって 2,530 ～ 6,550円 |
| 訪問看護基本療養費(Ⅲ) ※一時外泊時 | 8,500円(入院中であるが、在宅療養に備えた一時的な外泊時の訪問) |
| 機能強化型訪問看護管理療養費1 | 13,230円 |
| 機能強化型訪問看護管理療養費2 | 10,030円 |
| 機能強化型訪問看護管理療養費3 | 8,700円 |
| 訪問看護管理療養費(上記以外) | 月の初日:7,670円 月の2日目以降: (1)3,000円 (2)2,500円 |

加算部分(状況によっては下記の単位が加算されます)

| | |
|-------------------------|--|
| 長時間訪問看護加算(90分超) | 5,200円/回(週1回まで) |
| 緊急訪問看護加算 | (月14日目まで)2,650円/(月15日目以降)2,000円 |
| 乳幼児加算(6歳未満) | 1,300円または1,800円(1日につき) |
| 複数名訪問看護加算 | イ 4,500円(正看護師等) ロ 3,800円(准看護師) イ…週1日まで ハ 3,000円(看護補助者) ロ…週1日まで ニ (1)1日に1回 3,000円(看護補助者) ハ…週3日まで (2)1日に2回 6,000円(看護補助者) ニ…別に厚労大臣が定める場合に限る。 (3)1日に3回以上 10,000円(看護補助者) |
| 難病等複数回訪問加算 | 1日に2回訪問の場合 4,500円 1日に3回訪問の場合 8,000円 |
| 夜間早期訪問看護加算(18～22時/6～8時) | 2,100円 |
| 深夜訪問看護加算(22～6時) | 4,200円 |
| 退院時共同指導加算 | 8,000円(状況によって特別管理指導加算2,000円が追加) |
| 退院支援指導加算 | 6,000円～8,400円 |
| 在宅患者連携指導加算 | 3,000円(月1回まで) |
| 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 | 2,000円(月2回まで) |
| 訪問看護ターミナルケア療養費1・2 | 1の場合 25,000円 / 2の場合 10,000円 |
| 訪問看護情報提供療養費1・2・3 | 1・2・3いずれも 1,500円(月1回) |
| 看護・介護職員連携強化加算 | 2,500円(月1回) |
| 24時間対応体制加算 | イ 6,800円/月 ロ 6,520円/月 |
| 特別管理加算 | 2,500円/月(重症度等の高い場合 5,000円/月) |
| 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ) | 780円 |
| 訪問看護医療DX情報活用加算 | 50円 |

その他の利用料(保険対象外)

| | |
|----------------------|--|
| 永眠時のケア | 20,000円(税込22,000円) |
| キャンセル料 | 3,000円/1回(税込3,300円) ※訪問前日17:00迄のご連絡は無料 |
| 交通費(通常のサービス提供地域外の場合) | 訪問毎に300円(税込330円) |

| 保険適用外料金 (自費による訪問/30分毎) | 時間内 | | |
|---------------------------|------------------|----------------------------------|-------------------|
| | 8:50～17:30 | 早朝(6:00～8:50) 夜間(17:30～22:00) | 深夜 22:00～翌6:00 |
| 平日(月～金) | 4,500円(税込4,950円) | 5,500円(税込6,050円) | 6,500円(税込7,150円) |
| 休日(土・日・祝) | 5,500円(税込6,050円) | 6,500円(税込7,150円) | 7,500円(税込8,250円) |

※保険外(自費)サービスの例として「救急車の搬送同行」、「保険外治療の対応」、「外出同行」、「訪問が90分を超過した場合」等があり、これらは課税対象となります。(ただし「訪問が90分を超過した場合」については非課税となります。)

※30分未満は30分、30分を越えた場合は60分、60分を越えた場合は90分、90分を越えた場合は120分換算となります。

※時間区分は、訪問開始時刻を起点とします。

※継続的に自費による訪問を実施する場合は、別紙、自費用契約書を取り交わします。

個人情報の保護に関するご案内

(別紙2)

当ステーションでは、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者様への訪問看護の提供を通して、個人情報を取得し保有させていただいております。本書面は、利用者様の個人情報の保護と取り扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明をするものです。

1. 個人情報に対する当ステーションの基本姿勢

当ステーションでは、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者様の個人情報を厳重に管理してまいります。

2. 当ステーションが保有する個人情報の利用目的

当ステーションは、訪問看護の申し込み、訪問看護の提供を通じて知り得た個人情報は、利用者様・ご家族様への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成といった業務遂行のために必要に応じて利用いたします。また、訪問看護の提供以外にも、以下のような場合に必要に応じて第三者に提供されることがあります。

- 1) 病院・診療所・薬局等の医療機関や居宅介護支援事業者等の介護サービス事業者とのカンファレンス等による連携・照会への回答
- 2) 審査支払機関へのレセプトの提出
- 3) 審査支払機関又は保険者あるいは行政機関への相談及び照会への回答
- 4) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 5) 医療の質の向上を目的とした院内での症例研究
- 6) 学会、研究会等での症例研究発表
- 7) 利用料徴収のための業務委託
- 8) 賠償責任保険などに係る、専門団体、保険会社等への相談又は届出
- 9) 臨床教育実習等への協力
- 10) 健康情報等の事業活動に必要な場合

3. 当ステーションが保有する個人情報の保存

事業者および事業所に従事する者は、業務上で知り得た、利用者様及びその家族に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。

4. 問合せ先

開示請求、苦情、訂正、利用停止等は下記にお申し出下さい。

苦情・相談窓口：りんご訪問看護ステーション 管理者・猪瀬 和美 代表・佐郷谷 義明

電話：03(6454)7990

FAX：03(6454)7995

受付時間：営業日内 午前8:50～午後5:30